

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都税に係る徴収金の収納委託……………(主税局徴収部徴収指導課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所第一課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 都立公園に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託……………(建設局公園緑地部公園課)……………五
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所第一課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………七

告示

●東京都告示第六百三十一号
東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割(普通徴収のものに限る。)、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年五月一日

東京都知事 小池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間
楽天ペイメント株 楽天ペイによる都 令和五年五月一日
式会社 税の収納 から令和六年三月
港区港南二丁目十 三十一日まで
六番五号

●東京都告示第六百三十二号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和五年五月一日

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 仲 明

第一項第五号 月三十日 丁目千四百四 三三・六〇
の規定による 十五番二の一 幅員
道路 部、同番二地 四・五〇
先、同番六、
同番九並びに
千四百四十七
番一及び千四
百五十一番一
の各一部

●東京都告示第六百三十三号
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連絡路)建設事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者
東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号
首都高速道路株式会社
代表取締役 前田 信弘
千代田区霞が関二丁目四番一号
環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)
東京都
東京都知事 小池 百合子

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の種類 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和五年三 青梅市梅郷六 延長

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連結路)建設事業

道路の改築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都高速道路日本橋区間の地下化に伴い必要となる大型車の環状方向の交通機能を確保するため、現在の東京都市計画道路都市高速道路第四号線と東京都市計画道路都市高速道路第一号線を地下で結ぶ新京橋連結路を設置し、関連工事として出入口の設置と東京都市計画道路都市高速道路第一号線の掘割区間(新金橋から亀井橋まで)の擁壁の更新等を実施するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、地盤、景観、史跡・文化財及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和五年五月一日から同月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表1に示すとおりです。

表 1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	1件
事業段階関係区長の意見	2件
合計	3件

1.1 都民の意見の概要と事業者の見解

都民の主な意見の概要及びそれらに対する事業者の見解は、以下に示すとおりです。

1.1.1 史跡・文化財

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>史跡・文化財 国登録及び中央区指定の文化財の直接の改変なしについて</p> <p>京橋の親柱3本が指定・登録文化財とあるが、これだけが指定・登録文化財とされていること自体がおかしい。親柱があるわけである。高速道路が建築され、京橋川は暗渠になり、以来ほぼ50年間、京橋は高速道路のカーブ下に置かれ、京橋の名も鐵道橋交差点にあり、京橋の場所すら不明となっている。今回、この高速道路の地下化が実現するから、歴史文化財である京橋に、日本橋のように上空に空をとりもどし、京橋の存在を親柱と共に明確にすることが、中央区における重要文化財の取り扱いにふさわしい改変である。</p>	<p>対象事業地沿道には、国登録の文化財として大野屋總本店店舗、中央区の区民文化財として「京橋の親柱」があることから、史跡・文化財の評師の指標は、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法、中央区文化財保護条例等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守することとした。</p> <p>中央区指定文化財の「京橋の親柱」は、トンネル構造のシールド区間の沿道に位置し、シールド区間の掘削深度(約30m)を考慮すると直接改変はなないと考えられます。シールド区間の工事の進行中では、地盤及び地下水水位に与える影響は小さいと考えられます。京橋の親柱には影響を及ぼさないと予測します。工事の実施に当たっては、文化財等管理者、関係教育委員会からの指示及び関係機関との協議に基づき事前に適切な対応を図ります。さらに、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、文化財保護法に基づき、適切な対応を図ります。</p> <p>また、本事業は、首都高速八重洲線と都心環状線を地下で結ぶ新京橋通結路を設置するものであり、15～17ペーシの施工手順に示すとおり、東京高速道路(KK線)の再生に関するものではありません。</p> <p>京橋の文化財への指定等に関しては、関係教育委員会が、文化財保護条例等に基づき行うものです。</p>

1.1.2 その他

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>「京橋川再生の会」は京橋三丁目町会の中で、「京橋を活性化させる会」が、研究機関とともに2010年に立ち上げたまちづくりを目的とした特定非営利活動法人である。</p> <p>高速道路KK線再生の事業化に関してはKK線周辺におけるまちづくりと連携してあり方を検討しているが、説明会においてできてきたが、開発事業団体とその地域住民との検討はされてきたが、京橋3丁目は、大根河岸側も竹河岸側もまさにこのKK線に接した町であるにもかかわらず、さらには、「京橋川再生の会」は京橋川の真上にあるKK線のことであるにもかかわらず、スカイコリドールの相談がきたことはこれまでにない。スカイコリドールの周囲には、この街が大切にされる大根河岸広場も存在している。又、京橋の存在がある。KK線周辺におけるまちづくり団体として、これまでの説明会における、質問、意見、意見書もその都度提出しているが、全く、反映がされてこなかったことに対して意見を提出する。</p>	<p>本事業は、首都高速道路日本橋区間の地下化に伴い必要となる大型車の環状方向の交通機能を確保するため、首都高速八重洲線と都心環状線を地下で結ぶ新京橋通結路を設置するものであり、東京高速道路(KK線)に関するものではありません。</p> <p>なお、「東京高速道路(KK線)再生方針～Tokyo Sky Corridorの実現に向けて～」等は、都民意見の募集を行った上で策定されており、都民意見に対する都の考え方はホームページで公開されています。</p> <p>また、東京高速道路(KK線)を含む地域の地区計画の決定に際し、地域住民等を対象に、その案の説明会が実施されています。都民などから提出された意見書は、その要旨に都構成員である国家戦略特別区域会議の見解を付して、東京都都市計画審議会に提出されています。</p>

1.2 事業段階関係区長の意見と事業者の見解
事業段階関係区長の意見とそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりです。

1.2.1 千代田区長の意見と事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>1 大気汚染 工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や、周辺待機中のアイドリフトストップの実施等、対策を徹底させたい。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事用車両の極端な集中を回避し、大気汚染の影響の低減に努めます。あわせて、現地条件等を考慮した運行ルートに応じて既存道路の交通量等を考慮し、必要に応じて分岐等に努めます。また、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。 工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車を使用するとともに、駐車及び長時間の停車においては、アイドリフトストップを厳守します。</p>
<p>2 騒音・振動 工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。 また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事用車両の極端な集中を回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、関係機関協議を行った上で、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルートの分岐等に努めます。また、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。 工事用車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリフトストップを厳守します。</p>

1.2.2 中央区長の意見と事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>・工事の施行中、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度は環境基準値を上回っていないものの、建設機械の集中稼働を避けた計画的、かつ、効率的な作業に努めるとともに、不必要なアイドリフトの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。</p>	<p>工事の施行中における建設機械の稼働においては、工種・作業内容等を踏まえ、必要に応じて工事施工エリアの敷地境界に仮囲い等を設置します。あわせて、近接する工事区画のユニットについては同時稼働をできる限り回避し、大気汚染の影響の低減に努めます。 建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日建設省経機発第219号）に基づいて指定された排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めます。あわせて、建設機械の性能維持のため、日常点検及び定期点検を実施します。 加えて、建設機械のアイドリフトストップの使用を厳守するとともに、建設機械における良質燃料の使用を徹底します。</p>

意見の内容

事業者の見解

<p>・道路交通騒音の現地調査において、環境基準超過は見受けられないものの、令和2年度の調査時点では工事車両の通行ルートにおいて、基準を超過している地点も含まれていることから、工期間中の車両増加が見込まれることを踏まえ、法令に基づく規制速度を順守することをはじめとより、不必要なアイドリフトの防止等を行い、近隣住民に負担が掛からないよう徹底すること。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事用車両の極端な集中を回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、現地条件等を考慮した運行ルートに応じて既存道路の交通量等を考慮し、必要に応じて分岐等に努めます。また、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。 工事用車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリフトストップを厳守します。</p>
<p>・計画地周辺は同時期に多数の開発事業が展開することから、工事用車両の搬出用ルート等について、関係機関と十分に協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。特にB-3ルートについては、時間帯によって交通量が多く、信号機のない交差点もあるため、工事用車両の通行の際には周囲に十分な注意を払うこと。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事用車両の極端な集中を回避し、大気汚染及び騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、関係機関協議を行った上で、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルートの分岐等に努めます。また、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。 工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車を使用するとともに、駐車及び長時間の停車においては、アイドリフトストップを厳守します。 なお、特に調査地点B-3に該当する、19ページの図に示す新金鐘児童遊園から東京市川線の間については、事業実施段階において、工事用車両運転者に対し、通行の際には周囲に十分な注意を払うことを指導します。</p>
<p>・開削トンネル工事区間においても、シールドトンネル工事区間と同様に工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行うこと。</p>	<p>開削トンネルの工事の施行中においては、地下水の水位のモニタリングを行い、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。 加えて、地盤変位等を計測することにより、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p>
<p>・工事の実施に当たっては、計画的、かつ、効率的な施工管理を実施し、公道に工事用車両及び関係車両等が待機することがないようにするとともに、車両台数の削減に努めること。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両等の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事用車両の極端な集中を回避し、大気汚染及び騒音・振動の影響の低減に努めます。 なお、事業実施段階において、工事用車両運転者に対し、公道に工事用車両等が待機することがないよう指導します。</p>
<p>・当該事業では、シールドポンプ等を使用する工事が含まれているが、類似工事を実施する際に陥没事故等が発生した事例もあることから、工法をしっかりと検討し、事故の無いよう対策に努めること。</p>	<p>シールド工事の施行中においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。あわせて、地盤変位等を計測することにより工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>・橋梁及び公園橋などの区管理施設の施行については、本区と十分に協議を行った上で施工計画を検討されたい。</p> <p>・中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱の規定に準じ、今後の事業の進捗に伴って関係者に対する十分な事前説明を行うこと。</p> <p>・当該事業を進めていくに当たり、地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき、周辺環境及び都市景観に配慮したものとすること。また、都の条例や都市計画区域マスタープラン等に適合する計画とすること。</p>	<p>事業実施段階において、事前に中央区と十分に協議し、施工計画を検討します。</p> <p>事業実施段階において、要綱の規定に基づき、お知らせ看板の設置や説明会の開催など、関係者に対する十分な事前説明を行います。</p>
<p>・当該事業地周辺には、認可保育所及び認証保育所があるため、特に午睡時間（正午から15時頃）の騒音に配慮をされたい。</p>	<p>工事の施行中における建設機械の稼働においては、工種・作業内容等を踏まえ、必要に応じて工事施工エリアの敷地境界に仮囲い等を設置し、騒音の低減に努めます。あわせて、低騒音工法・低騒音工法への変更等、適切な工事方法を検討します。また、近接する工事エリアのユニットについては、同時稼働をできる限り回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。</p> <p>建設機械については、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）に基づいて指定された低騒音・低振動型建設機械を採用し、騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>また、工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることによって工事車両の極端な集中を回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量を考慮した運行ルートの分散等に努めます。あわせて、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。</p> <p>工事用車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守します。</p>
<p>・当該事業に関する苦情・相談等の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応できるようにすること。</p>	<p>地元の皆様に対しては、事業化後には事業説明会及び用地補償説明会、工事の実施に当たっては工事工法、工事期間や時間帯などの詳細についてご説明する工事説明会を開催し、ご理解ご協力を頂けるよう、各段階に応じて丁寧にご説明させて頂きます。</p> <p>また、その際には合わせて連絡先を明記し、皆様のお問合せ等に丁寧に対応いたします。</p>

●東京都告示第六百三十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占有及びその他の占有に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
- (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
- 二 委託期間 令和五年五月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託施設 練馬城址公園

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年五月一日

東京都選挙管理委員会

施設の名称	所在地
介護付有料老人ホーム あいらの杜石神井公園	練馬区三原台一丁目二十九番十五号
特別養護老人ホーム おいずみの里	練馬区大泉町四丁目二十番七号
特別養護老人ホーム おいずみの里 (短期入所生活介護)	練馬区大泉町四丁目二十番七号
介護老人福祉施設 学園ふれあいの里	大泉 練馬区大泉学園町二丁目三十番四十二号
介護老人福祉施設 ホーム練馬	ケア 練馬区土支田二丁目十三番十七号
令和あらかわ病院	荒川区東尾久五丁目四十五番一 号
有料老人ホーム ろ八王子叶谷町	八王子市叶谷町千七百七十七番
特別養護老人ホーム 日に架ける橋	明 府中市若松町四丁目四番地の五
介護付有料老人ホーム あいらの杜東久留米	東久留米市八幡町一丁目二番五 号

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和五年五月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

羽村市栄町二丁目十一番二十
 八及び同番五十一から同番五
 十四まで
 福生市加美平二丁目十四番
 一
 号
 株式会社山一建設
 代表取締役 山野井 優

羽村市緑ヶ丘一丁目九番十八
 福生市加美平二丁目十四番
 一
 号
 株式会社山一建設
 代表取締役 山野井 優

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
 あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、令和五年五月一日から四月以内に東京都産業労働
 局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
 に到着するよう提出してください。

令和五年五月一日

一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子
二 店舗所在地	ケーズデンキ稲城若葉台店 稲城市若葉台二丁目十番二号
三 設置者名	株式会社ケーズホールディングス

四 設置者住所
茨城県水戸市城南二丁目七番五号

五 変更前の設置者住
所
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二
十号

六 変更後の設置者住
所
茨城県水戸市城南二丁目七番五号

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称
株式会社ケーズホールディングス

八 変更前の小売業者
の住所
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二
十号

九 変更後の小売業者
の住所
茨城県水戸市城南二丁目七番五号

十 変更日
令和四年八月一日

十一 届出日
令和五年三月二十九日

十二 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一
号）

十三 縦覧期間
令和五年五月一日から同年九月一
日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例（平成元年東京都条例
第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名	KITTE
二 店舗所在地	千代田区丸の内二丁目七番二号
三 設置者名	日本郵便株式会社ほか二名
四 設置者住所	千代田区大手町二丁目三番一号ほ か
五 変更を行った設置 者名	日本郵便株式会社
六 変更前の設置者の 住所	横山 邦男

<p>七 代表者名 変更後の設置者の代表者名 衣川 和秀 令和二年一月六日</p> <p>八 届出日 令和五年三月三十一日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年五月一日から同年九月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 令和五年五月一日</p>	<p>の保管施設の位置 トル 及び容量 令和五年十一月三十日</p> <p>七 変更日 令和五年三月二十九日</p> <p>八 届出日 令和五年三月二十九日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年五月一日から同年九月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。 令和5年5月1日 東京都収用委員会 会長 松尾 弘</p>
<p>一 店舗名 和光本店</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座四丁目五番十一号</p> <p>三 設置者名 セイコーグループ株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区銀座四丁目五番十一号</p> <p>五 変更前の設置者名 セイコーホールディングス株式会社</p> <p>六 変更後の設置者名 セイコーグループ株式会社</p> <p>七 変更日 令和四年十月一日</p> <p>八 届出日 令和五年四月六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年五月一日から同年九月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 竹の塚第三団地第1号棟 足立区竹の塚六丁目七番一〇号</p> <p>三 設置者名 独立行政法人都市再生機構</p> <p>四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五番地一</p> <p>五 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北西側 十七・五九立方メートル</p> <p>六 変更後の廃棄物等 店舗内ほか 十八・六七立方メートル</p>	<p>1 起業者の名称 東京都</p> <p>2 專業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路環状第5の1号線</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別記1のとおり</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所 別記2のとおり</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別記2のとおり</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 令和5年4月20日</p>

別記 1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (㎡)		取用しようとする 土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿上	実測		
東京都豊島区 雑司が谷三丁目	15番3	宅地	3.30	3.30	3.30	

別記 2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
<p>登記名義人 土屋薫 ただし、同人は昭和 54 年 5 月 21 日死亡、法定相続人は土屋くよ、渡邊照枝、土屋節子、田部田みち子、川島俊子、土屋孝次である。</p> <p>土屋くよ ただし、同人は平成 3 年 3 月 24 日死亡、法定相続人は渡邊照枝、土屋節子、田部田みち子、川島俊子、土屋孝次である。</p> <p>渡邊照枝 ただし、同人は平成 4 年 4 月 11 日死亡、法定相続人は渡邊金藏、渡邊純子、渡邊柳子、渡邊博子である。</p> <p>渡邊金藏 ただし、同人は平成 7 年 1 月 3 日死亡、法定相続人は渡邊純子、渡邊柳子、渡邊博子である。</p> <p>渡邊純子 (法定相続分 15 分の 1)</p> <p>渡邊柳子 (法定相続分 15 分の 1)</p> <p>渡邊博子 (法定相続分 15 分の 1)</p>	<p>千葉県千葉市緑区土気町 1669 番地 50</p> <p>千葉県旭市江ヶ崎 1151 番地 1</p> <p>東京都葛飾区新小岩二丁目 26 番 3 号 FIRST WOOD 新小岩 202</p>	<p>登記名義人 山田峯吉 ただし、同人は昭和 46 年 12 月 25 日死亡、法定相続人は山田せう、山田鉄雄、山田静男、児玉ㇿ貴である。</p> <p>山田せう ただし、同人は昭和 47 年 9 月 30 日死亡、法定相続人は山田鉄雄、山田静男、児玉ㇿ貴である。</p> <p>児玉ㇿ貴 ただし、同人は平成 7 年 12 月 26 日死亡、法定相続人は山田鉄雄、山田静男である。</p> <p>山田鉄雄 (法定相続分 2 分の 1)</p> <p>山田静男 ただし、同人は平成 18 年 12 月 31 日死亡、法定相続人は山田ふし、河俣淑子、山田英夫、山田暁子である。</p>	<p>不明 ただし、閉鎖登記簿上の最後の住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナット</p>	<p>抵当権 昭和 2 年 11 月 28 日 受付第 17829 号</p> <p>賃借権設定仮登記 昭和 2 年 11 月 28 日 受付第 17830 号</p> <p>抵当権 昭和 3 年 10 月 22 日 受付第 16827 号</p>

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
土屋節子 ただし、同人は令和4年8月15日死亡、 法定相続人は土屋秀野、大木文美恵、土 屋和也である。	最後の住所 千葉県匝瑳市堀川 3494 番地	山田ふし ただし、同人は平成28年 6月5日死亡、法定相続 人は河俣淑子、山田英夫、 山田暁子である。		
土屋秀野 (法定相続分 15 の 1)	千葉県匝瑳市堀川 3494 番地	河俣淑子 (法定相続分 6 分の 1)	神奈川県横浜市都筑区中 川中央一丁目 21 番 16-403 号	
大木文美恵 (法定相続分 15 の 1)	千葉県山武郡横芝光町二又 1217 番地	山田英夫 (法定相続分 6 分の 1)	東京都豊島区長崎四丁目 44 番 6 号	
土屋和也 (法定相続分 15 の 1)	千葉県匝瑳市堀川 745 番地 5	山田暁子 (法定相続分 6 分の 1)	埼玉県入間郡毛呂山町大 字毛呂本郷 38 番地 光の家療育センター	
田部田みち子 (法定相続分 15 の 3)	千葉県匝瑳市八日市場イ 2521 番地			
川島俊子 ただし、同人は令和3年3月4日死亡、 法定相続人は、川島義規、川島喜美代で ある。	最後の住所 千葉県匝瑳市飯倉台 14 番地 8			
川島義規 (法定相続分 10 の 1)	千葉県匝瑳市高野 2530 番地 1			
川島喜美代 (法定相続分 10 の 1)	千葉県匝瑳市八日市場口 45 番地 8			
土屋孝次 (法定相続分 15 の 3)	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目 7 番 1 号サニーハイツ第 1-203 号			

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001